

令和7年11月19日
農林水産省大臣官房参事官(経理)

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社中央技術コンサルタント 東京都新宿区西新宿8-5-1

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和7年11月19日～令和8年2月18日(3ヵ月)

東北区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

3 指名停止理由

株式会社中央技術コンサルタントの東北支店長は、気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏えいした情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年8月8日、仙台地方検察庁に公契約関係競売等妨害罪で起訴された。その後、気仙沼市が発注した別の業務においても、同年8月20日に同罪で追起訴された。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる 場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑によ り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12 号に掲げる場合を除く。)。 イ <u>当該区域内の他の公共機関の職員</u> ロ <u>当該区域外の他の公共機関の職員</u>	逮捕又は公訴を知った日から <u>当該区域を対象として 2ヵ月以上12ヵ月以内</u> <u>当該区域を対象として 1ヵ月以上12ヵ月以内</u>